

【2025.4.1 改定】

令和 年 月 日

島根県立少年自然の家所長 様

団体名	
責任者 (代表者・所属長)	 <small>自署または押印</small>
電話番号	

備品借用書

少年自然の家の備品について、下記の通り借用をお願いします。

記

1 借用目的

2 借用期日 令和 年 月 日 ()

返却期日 令和 年 月 日 ()

3 借用備品名・数量

4 借用に係る担当者と連絡先

- 5 借用条件
- ・借用備品は、十分な注意を払い、借用者自らが管理します。
 - ・目的以外の使用は行わず、借用者以外には転貸しません。
 - ・借用および返却は、借用者が行います。
 - ・借用備品を破損、紛失したときは、同等品を購入し弁償します。

以上

借用に当たっての留意事項

- ・借用期日の1ヶ月前までに借用書を提出してください。
- ・入所団体と使用が重なった場合は、入所団体を優先します。
- ・少年自然の家の自作備品（火おこし道具、光の芸術用燭台など）は、貸出できません。

※少年自然の家 確認欄

	所長	事務所長	社教主事	対応者	対応期日	適用
受付時					月 日	貸出可 貸出不可
返却時					月 日	異常なし 異常あり